平成２９年（フ）第４３号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝2227番地　府営住宅立町団地３棟103号
債務者　本城まゆみ
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第４６号
京都府宮津市字日置177番地の12、旧住所京都府南丹市日吉町保野田段ノ本23番地１
債務者　庄司　眞仁
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第４７号
京都府宮津市字日置177番地の12、旧住所京都府南丹市日吉町保野田段ノ本23番地１
債務者　庄司ひとみ
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第３１５号
盛岡市長橋町３番47号　さくら館長橋、旧住所岩手県滝沢市穴口417番地１
債務者　星川　英一
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３５４号
盛岡市東黒石野１丁目16番11号
債務者　久保　健太
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２３号
岩手県二戸市堀野字長瀬２番地　小林アパート２階15号室
債務者　大内　香純
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第４５号
山形県鶴岡市道田町30番６号
債務者　森下ひとみ
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第６８号
茨城県鹿嶋市大字平井290番地73（マンションロータス301）
債務者　山﨑　勝也
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第１２３号
群馬県館林市成島町758番地の５　眞下方
債務者　黒澤　政樹
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１５８号
滋賀県彦根市日夏町2042番地
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第２２４号
香川県高松市木太町1588番地６
債務者　西本　潤子（旧姓永尾）
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４７号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2164番地の１町営上の市団地１棟９号
債務者　矢野千登勢
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第３９１１号
大阪市生野区林寺１－１－19　大谷方、住民票上の住所大阪府東大阪市高井田本通２丁目２番１号
債務者　松田　金光
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９３号
大阪市都島区高倉町２丁目１番６－501号
債務者　河原　智哉
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６０１号
大阪市浪速区日本橋東１丁目12番12―601号
債務者　菅谷千珠子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６７６号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番29―401号
債務者　神尾　隆浩
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６７７号
大阪府高槻市芝生町２丁目21番29―401号
債務者　神尾佳名子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７７１号
大阪市西区九条南４丁目３番16号　403
債務者　大村かおり
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部